

令和3年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月17日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第3号	地方財政の充実・強化に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 3	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情 (陳情審査報告)
日程第 4	陳情第5号	2021年度北海道最低賃金改正等に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 5		一般質問
日程第 6	発議第1号	豊頃町議会会議規則の一部改正について
日程第 7	意見書案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 8	意見書案第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第 9	意見書案第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日程第10	意見書案第5号	2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第11		議員の派遣
日程第12		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び産業厚生常任委員会)
日程第13		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君

9番 藤田博規君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君								
副町	長	菅原	裕一君								
教	育	長	中川直幸君								
農	業	委	員	会	長	井	下	睦	男	君	
代	表	監	査	委	員	山	口	浩	司	君	
総	務	課	長	熊	谷	雅	美	君			
企	画	課	長	鎚	木	政	洋	君			
住	民	課	長	渡	辺	良	英	君			
福	祉	課	長	下	重	博	光	君			
子	育	て	支	援	所	長	丹	羽	静	恵	君
産	業	課	長	岩	城	光	洋	君			
商	工	観	光	課	長	齋	藤	学	君		
施	設	課	長	越	谷	光	裕	君			
会	計	管	理	者	須	藤	裕	子	君		
農	委	事	務	局	長	神	義	宏	君		
教	委	教	育	課	長	森	直	史	君		
消	防	署	長	波	多	野	明	君			

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	山	田	良	則	君	
庶	務	係	主	事	手	塚	健	人	君

午前10時00分 開議

◎ 表彰伝達式

●山田事務局長 開議に先立ち、北海道町村議会議長会表彰規定により、自治功労者として、本町議会藤田博規議長が表彰されましたので、ここに伝達式を執り行います。

(表彰伝達式)

◎ 開議宣告

●藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番杉野好行議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 陳情第3号

●藤田議長 日程第2 陳情第3号地方財政の充実・強化に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第3号。

2、付託年月日。令和3年6月9日。

3、件名。地方財政の充実・強化に関する陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。今日、地方自治体の果たす役割は、新型コロナウイルス感染症対策によりワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化から発生する問題などへの対応、同時に少子・高齢化が進行する中で医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保、さらに近年多発する大

規模災害を想定した防災・減災対策など新たな政策課題への対応により、ますます重要となっている。このため、生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化が求められる中、地方財政予算の安定確保は必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択するものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第4号

●藤田議長 日程第3 陳情第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第4号。

2、付託年月日。令和3年6月9日。

3、件名。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持や義務教育費国庫負担金負担率の復元、30人以下学級の実現、保護者負担の解消、さらには地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進に係る予算の確保・充実は、未来を担う子どもたちを教育する上で重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択するものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第5号

●藤田議長 日程第4 陳情第5号2021年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第5号。

2、付託年月日。令和3年6月9日。

3、件名。2021年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。雇用労働者のうち非正規労働者が占める割合が高い北海道にお

いては、地域経済の底上げや社会保障制度の維持・充実のためにも賃金体系改善は喫緊の課題である。また、北海道最低賃金は、依然として地域別最低賃金の全国平均を下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会の答申書に表記されている目標水準への引き上げが実現できていない現状から願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択するものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第5 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、1番石田貢議員。

●1番石田議員 一般質問の1項目めを質問をさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症対策については、初めに(1)と(2)についてお伺いをしたいと思います。

一般質問を予定していた新型コロナウイルスの接種予約状況と接種状況につきましては、行政報告並びに町広報でお知らせいただきましたので省かせていただきました。

コロナウイルス感染に歯止めが利かない中で、医療提供体制の逼迫状況を改善し、感染水準をできるだけ抑えて安定的に引き上げていく必要があるとして、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。

このような中、本町では5月19日を皮切りに高齢者施設入居者、75歳以上の方など、ワクチン接種が開始されました。全国の大多数の市町村では、7月末までに6

5歳以上の高齢者ワクチン接種が終えると報じられている中で、5月末での本町では、管内でも遅れている状況で心配しておりましたが、町外からのワクチン接種医療スタッフの支援により、5月21日から集団接種が可能となり、当初より前倒しで実施することとなり、65歳以上の高齢者ワクチン接種が7月中にも終了する運びになったことは、誠に喜ばしいことであります。

医療従事者体制の確保が難しい中、支援くださる医療スタッフの関係者の方々に感謝と敬意を申し上げたいと思います。

今、新型コロナウイルス感染の収束には、ワクチン接種が切り札と言われております。医療従事者の確保とともに十分なワクチンの供給がなければ、迅速な接種は行えませんが、新型コロナウイルスワクチン供給量は、今後も含めてどのような状況になっているのかお伺いをしたいと思います。

2点目は、現在接種されているアメリカファイザー製ワクチンに加え、新たに発症予防率が高いと言われるアメリカモデルナ製ワクチンの接種が可能となりました。3月28日、内閣府の大臣補佐官は、国民がどの種類のワクチンを接種するか自ら選択できる考えを示しておりましたが、双方のワクチンが今後供給されるようになった場合、町民は接種ワクチンの選択をすることができるのか、まずこの2点についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 御答弁いたします。

まずもって、今回の新型コロナウイルスワクチンの接種にあたりまして、本町の医療体制から当初順調な接種スケジュールが組めない状況があり、報道等でも町民の皆様にご不安、ご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

まず1点目の御質問の関係だったのですが、現在までの接種状況と今後の接種につきましては、行政報告で申し上げたとおりですが、準備に抜かりなくしっかりとした体制でワクチン接種を進めてまいりたいと思っております。

ワクチンの供給の具体的なスケジュールにつきましては、現在接種しているワクチン1箱、これが975回分です。このほか、本日6月17日、今日ですが、1,170回分の1箱、それと7月の中旬にもう1箱が順次供給されるということとなっております。これによって、65歳以上の高齢者に対する接種の量は確保されているということになってございます。また、64歳以下の方を対象とするワクチンにつきましても、7月中旬に供給されるという予定になってございます。

次に、2番目の御質問でしたが、ファイザー製ワクチンに加えモデルナ製ワクチンの接種が可能であるかというところでございますが、現在本町に供給されているワクチンはファイザー製ワクチンであり、モデルナ製のワクチンの供給はされてございま

せん。よって、現在モデルナ製のワクチンは選択はできないということになってございます。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 ワクチン供給量の分配予定は、今のお話で理解をしました。

このワクチンの、モデルナ製ワクチンが仮に市町村にも入ってきた場合、ファイザー製ワクチンとモデルナ製ワクチンが併用して接種されるような事態があるかもしれないですね。そういう場合にどちらかのワクチンを、予防率、効果率がどちらも同じぐらい、90%以上の効果率があると言われておりますけれども、いろいろな情報を聞きながら、町民がどちらかを選択することが可能なのかどうなのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

モデルナ社製ワクチンの供給については、今のところ豊頃町に入ってくるという情報は得てございません。豊頃町のほうでは、一般の方、64歳以下の方も含めて、8月中には接種を完了させようとしてございます。その間にモデルナ社製ワクチンが入ってくることはまずはないというふうに認識してございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 ファイザー製ワクチンで大体本町においては収束できるという、そういう見通しだと思っておりますが、それはそれでよろしいかと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも予防対策等講じられてきておりますが、今町長が申し上げられたとおり、64歳以下のワクチン接種についても早い時期に接種が終了するように努力していただきたいというふうに思います。

次に3点目、町長は、一般住民と同様、今後の町内感染状況などを注視しながら、優先接種する可能性もあると言われておりますが、町長は行政の最高責任者であり職務に支障が生じないようにするためにも、町長はじめ特別職を優先接種対象者として一般接種対象者に影響がない範囲で接種すべきと思っておりますが、その考えについて伺いたいと思っております。

また、ワクチン接種のキャンセルによる無駄な廃棄を防ぐため、当日以外の予約登録者への接種が可能なのかどうかお伺いをしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 管内の一部の町村では特別職が接種を終えている町村を承知しているところでございますけれども、現在本町において、特別職を優先接種対象者としてはいない状況でございます。

接種のキャンセルによる余剰ワクチンの接種につきましては、優先接種対象者として医療従事者からを対象としておりまして、その際も時間的な制約からワクチン接種会場従事者から順次接種を行っている状況でございます。医療従事者接種終了後は、不特定多数の方に接する機会の多い訪問介護職員や子育て支援所の保育士等を対象としております。

現在、接種の進捗状況から判断いたしますと、まずは医療、介護の現場に関わる方への接種を優先する考えで進めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 優先接種の考え方については、今のお話を聞きましたので分かりましたが、やはり町長以下特別職、これらの方は優先的に接種をして町民の社会福祉向上のために努力していただかなければならない、そういう意味からも、管内でも議会の同意を得て首長が接種を完了したという町村もありますので、私はできるだけ特別職に接種をしていただいて、行政の執行にあたっていただきたいなというふうに思います。

また、職場や施設でのクラスター対策を考えますと、窓口職員や保育所職員、小中学校の教職員などの優先接種も必要と考えますが、その優先接種についての考え方についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 考え方ですね、大変ありがとうございます。私としては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、議員おっしゃるとおり、議会や町民の皆様から一定程度の理解がいただけるのであれば、まずは高齢者の接種がまず一段落させるのが最初だと思っております。その一段落した後に、優先接種について考えてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それと、もう一つ御質問のありました保育所ですとか学校の教職員の接種につきましては、先ほど申し上げましたとおり、余剰ワクチン、キャンセル等が出ましたら、その順で医療、介護の現場の方から進みまして、保育所の職員というような形で順次接する機会の多い、クラスターを避けるという部分も含めまして対応していきたいというふうに思っていますし、あと一般の接種が始まりましたら、今教育委員会、学校と調整を進めながら、教職員の接種につきましても、できれば夏休み中、2学期が始まる前には何とか対応できればなということで内部で調整をしているところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 ある程度優先接種順位というのか、そういうのを定めながら、75歳以上の高齢者、ワクチン接種が終了した段階で随時進めていただきたいというふうに思います。

次に2項目め、地域防災計画の修正とコロナ禍における避難所の体制についてお伺いしたいと思います。

災害対策基本法が改正され、本年5月20日から改正法が施行されております。

中央防災会議は5月25日に防災基本計画が修正され、これにより各自治体においても早急に地域防災計画が修正されることとなりますが、修正作業は現在進んでおられるのか。

また、これまで災害時に発令されていた避難勧告と避難指示は、同じ警戒レベル4で違いが分かりづらと言われておりましたが、今回の法改正により避難勧告が廃止され、避難指示に一本化され明確化されました。予期せぬ災害がいつ発生してもおかしくない今日、地域住民への呼びかけが分かりやすくなり、より早い避難につながるようになったことを契機に、町民への周知徹底を図るべきと考えますが、どのような対応をされているのかお伺いします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 災害時に発令される新たな避難情報につきましては、災害対策基本法の一部改正が令和3年5月20日に施行され、「避難勧告等に関するガイドライン」から「避難情報に関するガイドライン」へと名称が変更になり、警戒レベルの情報についても見直しされたというところでございます。

この新しいガイドラインにつきましては、町民の生命と財産を災害から守るためのものでありまして、災害の発生時の伝達方法や防災体制の基準となるもので、新たな避難情報は町民それぞれがより避難行動に直結しやすいというものになりました。これにおいて、議員がおっしゃるとおり、避難勧告が廃止され避難指示に一本化されたということで解釈が一本化されました。本件における町民への周知につきましては、既にホームページ上には掲載はしているところでございます。また、7月広報紙にチラシを折り込む形で町民の方に周知を図ってまいりたいと、そのように思っております。

今後は町民一人一人が適切な行動計画を迅速に取ることができるよう、災害意識の高揚を図るよう対応をしてまいりたいと思います。

それと、防災計画やハザードマップの見直しにつきましても、今後検討をしていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

● 1番石田議員 ただいまホームページ等で周知を行っているというお話でしたが、これについては6月の広報にも周知されておりませんし、チラシも入っておりませんでした。やはり町民に広く知っていただき、町民の避難意識を高揚していただくことが重要でありますので、早急に、そして機会あるごとに周知徹底を図っていただきたいというふうに思います。

次、2点目であります。

コロナ禍の中で災害が生じ、発生した場合、コロナウイルス感染者が自宅療養している場合の避難先をどのように確保するのか。防災基本計画にも検討するよう、新たに明記されることになっておりますが、避難先の確保と避難所の体制についての考え方についてお伺いをいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 新型コロナウイルスに感染した自宅療養者がいた場合の避難体制につきましては、まずは指示機関である保健所が、自宅療養者に対して避難先の確保や避難方法等の伝達を行うということになります。基本的には、保健所が指定する療養施設等に避難することになりますけれども、町内に避難する場合は、原則町で指定している最寄りの避難所へ避難していただくこととなります。

避難所の運営につきましては、第一に避難する自宅療養者の健康管理及び衛生管理に万全を尽くすという必要があります。当然のことながら専用の個室やスペース、トイレ、手洗いなどを設置するということとなります。昨年、北海道の危機対策部門と合同で、感染対策を踏まえた研修をえる夢館のほうで実施をしております。感染症状のある方がいる場合のシミュレーションを行いまして、その対応等の確認をしているというところでございます。

●藤田議長 石田議員。

● 1番石田議員 コロナ禍における災害時には、3密の回避、マスクの着用、消毒液などの衛生用品の備蓄などが必要となるほか、避難所での感染拡大を防ぐための十分なスペースの確保や健康管理を実施しなければならないと思います。避難所の体制整備について、もう一度伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 発熱症状のある方と濃厚接触者については、避難所の入り口から動線を分けて一般の避難者と接触することがないように、避難所のレイアウトを取った上での対応ということになります。

基本的には、先ほど申しましたとおり、保健所が指定する療養施設に避難するということとなりますけれども、その経路が絶たれた場合や対応ができないという場合については、最寄りの避難所ということで、町内であればいろいろな避難所があるので

すが、やはり先ほど言いました一定程度の隔離できるようなスペースを取るとなれば、どうしてもえる夢館ですとか、そういうところになってくると思います。そこに専用のスペース、入り口も2か所、3か所ということでもありますので、そのほうでしっかりスペースを設けて対応していきたいというふうに考えてございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

●藤田議長 次に進みます。

通告順番2、5番杉野好行議員。

●5番杉野議員 私のほうから一般質問をさせていただきます。

通告の内容については、このたび新しく出来上がったこれからの10年間の我が町の姿を計画した5次総について伺います。

この5次総については、町長が企画課長のときから心血を注いで、今後の我が町の姿を形づくろうとされたことというふうに思っております。要するに、新町長の子供ともいべき計画であろうというふうに私は考えておりますけれども、その中でこの5次総の中に町長が何を一番眼目としておられるのか。何をこれから我が町の最重要課題として思っておられるのか。このことを伺うために一般質問をさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、今まで私一般質問20数回させていただいておりますけれども、今回だけは原稿を用意する時間がなかったというか、だらしなさで、原稿を手を持ち合わせておりません。質問内容がちぐはぐになるときがあるかもしれませんけれども、それは御容赦願いたいと思います。ただ、私の思いは町長の子供であるはずの出来上がった5次総が、どこに主眼を置いてやられようとしているのか、そのことだけ最初に伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 第5次豊頃町まちづくり総合計画は、議員も御承知のとおり、豊頃町が策定する各種計画のうち最上位の計画でありまして、策定にあたりましては、町民アンケートや各種団体、地域との意見交換を重ね、町民の皆様が安心して住み続けたいと思うまちづくりを目指していくことを目的として策定をしております。

9日の初日の議会では、まちづくり総合計画を基調として町政執行方針を説明させていただき、また政策予算についても提案、可決をしていただきました。

第5次まちづくり総合計画につきましては、議員おっしゃられたとおり、私も担当課長として策定に携わっておりまして、当時の町長とも政策内容のすり合わせ等を行ってまいりました。その中でもまちづくりの課題として挙げておりました10項目

のうち、人口減少・少子高齢化への対応、防災・防犯体制の強化、基幹産業の振興、この3点が重点として挙げられておりますが、私もこの3点は今後のまちづくりを進める上で重要なものというふうに思っております。

まずは、安心して子育てができる環境として、住んでみたい、住み続けたいと思っていただける環境の整備の充実としては、子育て世代に対する施策をしっかりとやっていきたいと。

また、これまでの歴史から、いつ発生するか分からない地震や津波災害、土砂災害など、本町はそういった災害の危機に瀕する場面が多く、町民の命を守るための防災対策をより充実させることを早急に進めていかなければならないと、そういうふうに私は思っております。

そして、我が町は基幹産業である農林水産業を中心としてございます。この主産業に関わる方々や産業団体をはじめ、しっかりとタッグを組み合わせながらこの町を活性化させていくということを進めていかなければならないと思っております。

この3点はまちづくり総合計画全てに通じるものだと、私は思っております。全体の項目でのバランスが崩れると、計画の達成も難しくなってくるというふうに思っております。その辺しっかりと見極めながら、職員とともに町政運営を進めていきたいと、そのように思っております。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 ただいま町長から、基幹産業の重要性、それから十勝川の最下流にある我が町、水害の一番おそれのある自治体ということで、安心・安全な災害に強いまちづくり、または第一次産業を振興するまちづくり、それによって安心して住み続けるまちにしたいというお話でありました。これは当然一次産業で水の被害を最小限に抑える北海道、国の明暗渠事業等を進めるのは当然のことです。我が町の一次産業は農業、漁業、林業ともに水の害を受けたら大変な思いをするのは確かです。これを重点課題にするのは、当然のことだというふうに思いますけれども、それであれば住み続けたい気持ちになれる町民にどのようなものが与えられるのか。

また、全国1,718自治体、町長は御存じだと思いますけれども、その中で様々な自治体がまちづくりの取組をしているのも事実であります。町長に届いているかどうか分かりませんが、私の知る限りで、三重県の熊野市の移住者計画等があります。1,718自治体のうち、様々な移住者に対する対応、計画を検討しているところがありますし、1億2,000万、3,000万と言われる日本国民を取り合っていたのでは、どこかの町が困ってしまう。東京、大阪、名古屋のような大都市圏から移住していただく分については、そんなにその地域については問題がないのでしょうけれども、北海道の中でいったら、帯広市から人間を引っ張ったら帯広市が大

変になってしまう、札幌市から十勝に移住してもらったら札幌市が大変になってしまうというような、地方の都市圏での奪い合いについてはすべきでないというのが私の思いです。であれば、どこから来ていただけるのですか。豊頃というものを愛して、信じて、按田町長の下で生活したいというふうに思える人をどうやってつくっていくのですか。どうやってつくっていったら、移住していただけるのですかという中で、先ほどお話しした、この三重県の熊野市、熊野古道のあるところですがけれども、ここについては仕事をつくって、まずは仕事ありきだと。ここに住み続けるのには、若い世代が住み続けるのには飯の種がなかったらどうにもならないのです。こういうことなのです。だから飯の種をどうやって自治体が提供できるのかという話です。

そのときに、我が町では固定の一次産業しかなくて、スーパーもなくなってしまった町でどうやって働けるのと聞かれたときに、何も答えられない。

このときに、私は今まで一般質問で、ずっと提案することが一般質問の仕事だというふうに思って議会議員をやっておりますので提案させていただきますけれども、農業工場はどうですか。各自治体で国の予算をもらって、施設園芸をやったり何だりしているところはありますよ。違います。私の考えは農業工場です。施設園芸から加工から箱に詰めて売るまで、一貫してできるようなことを、それこそ地方創生の財源なり過疎債なり何でも使ってやってみませんか。こうやってうちは仕事をつくりますから、皆さん来ていただけませんかという移住計画を組み立てることというのはできますか、できませんか。それとも、そういう気持ちになられますか、なれませんか。いかがですか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 これまでも移住の施策といった部分は、地方創生の事業を含めまして実施してまいりました。平成27年からまち・ひと・しごと創生ビジョンと関わりながら、首都圏からの移住というものを含めて、各種対策のほうを実施して現在に至ってございますけれども、実情としてはなかなかマッチングだとかそういった部分を含めると、そういった人口増になかなかつながっているような形にはなっていないというところがございますけれども、これは基本的に一日やったからすぐ結びつくものではないと僕も思っております。長い期間、スパンの中で継続していく中で形になっていくのだろうなというふうに思っております。

議員がおっしゃるとおり、やはり住み着いていただくといった場合につきましては、やはり雇用の場、仕事をするとところというのは絶対必要だというふうに私のほうも思っております。しかしながら、なかなか御指摘のとおり、町の状況もそういった状況までは、この少子高齢化ですとかいろいろな部分がありまして、そうはいっていないというところも承知しているところでございます。

一次産業が主な産業というところではおっしゃったとおり、農業工場ですか、そういった形で一貫したような対策というのはどうなのだというお話ではございましたけれども、個人的にはすばらしい考えだというふうに思いますけれども、なかなかそれを町の主産業としてやっていくにはいろいろな準備といった部分がかかると思います。いろいろな他方調整しなければだめなところですか、あと国の補助ですとか交付金ですとか、そういった部分についても一長一短は、簡単なことではないと思います。ただ、このままの状況で進んでいてはやはりこのまま人口は減少して行って、なかなか上向きになっていかないというのも当然のことながら感じておりますので、その辺は含めまして、まだ始まったばかりですので、これから十分検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 町長の個人的な意見としてはということは何いましてけれども、要は課長の皆様方、この議場の中におられるので、ちょっと耳の痛い話をさせていただきますけれども、道庁なり何なりで、各課、各専門でプレゼンが行われますよね。うちの町に必要なか必要でないか、課長さんの判断でうちの町に持ってくるか持ってこないか決まってしまうですね。課長さんの頭の中で決めていただいたら困るのですよ。町民は欲しいと思ったら欲しいのですよ。そのプロジェクトが欲しいと思ったら欲しいのですよ。課長の皆さんの頭の中で、これはうちに必要ないから町長に報告しなくてもいいとか、そういうことではないのですよ。町民が必要か必要でないかが問題なのですよ。これが総合まちづくりの基本になるのですよ。トップにその意見が通じるか通じないかが大切なのですよ。考え直してください。耳の痛い話をして申し訳ございませんけれども、それを聞ける大きな耳を持った按田町長であっていただきたいし、副町長であっていただきたい。町を発展させていくということは、そういうことなのですよ。このプレゼンテーションがうちの町に必要なか必要でないかを判断するのは、あなたたちではないのですよ、町民が判断するのです。町民の代表者が判断すべきことなのです。それが今までうちの町には少し欠けていたのではないのかなと、私は議会に3期目登壇させていただいて、ずっと思い続けています。

町の広報にこれこれこういうことがあります。町民に話はできます。ただし、その裏にあるものについてはできていない部分が山ほどあるだろうというふうに思います。これは5次総のまちづくりの中で町長が考えられたことを実現するためには、どんなプレゼンであろうと、どんな細かいことであろうと、何百万円のことであろうと、町に持って帰ってきて意見をもむ、こういう姿勢がこれからは求められるし、この前の国勢調査で3,021人、陸別の次に小さい町。皆さん、3,021人の代表者でいる。10万円でも20万円の予算でもむしり取ってくるのだ、うちの町に何とか

するのだという気概を持ってやっていただかなければ、この町は本当に潰れますよ。一次産業の皆さんが毎日額に汗して仕事をして納税しても、間に合わないのがうちの財政ですよ。こんなときに皆さんが真剣になって仕事をやらなければ、この5次総を実現するのだと。あと5年で退職するからいいやと、そういう問題ではないですよ。

もっと真剣になって、町長のつくった町長の子供として出来上がった5次総をどういうふうに進めていくのだという一致団結した気持ちがあつてこそ、この町は前に進めるのですよ。

もう一度町長に伺います。我が子としてつくった5次総をどんなふうに進めて、どんなふうはこの町に答えを出していくのか伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 ありがとうございます。

ある意味、議員からの私へのエールだというふうに今思つて聞いてございました。

私は今回町長に出馬したときに、町民との対話、ここを大切にしながら町政のほう進めていきたいというふうに据えておりました。そういった部分を含めると、言われるとおり、やはり町、これからやっていく施策ですとか、その辺というのは町民のためになるような、そういった施策でなければならぬと、そのようにも思つてございます。そういった部分含めるとできるだけ、私だけでなく職員皆が外に出向いて、町民の皆さんの声を聞きながら、今何が求められていて何が必要なのかというところをしっかりと把握してやっていかなければならないということなのだろうと思つてございます。

そういった面では、まちづくり総合計画の中にあるものないもの、いろいろと出てくると思います。そういった部分の中で、あるものはあるものとしてしっかりと実行し、ないものは庁内議論も含めて追加しながらしっかりとやっていくというのが大事なことだというふうに思っています。私も職員の時ときには、いろいろなポジションを経験させていただきました。そういった中では、お金というか補助金ですとか交付金が、一つの事業をやるのに10万円でも100万円でもあれば、少しでも町の財政になるのであればという気持ちで、北海道なり国なりというところと交渉しながら何とかしてもらつたような対応をしてまいりました。そういった意味では、私だけでなく一緒に今やっていただいている職員の皆様も当然同じ気持ちになつてやっていただけると思っていますし、これからきちんとその辺含めて、私の考えを職員にも浸透させて実行していかなければいけないというふうに思つてございます。

いずれにしても、この5次の計画、これが現状、町の基幹計画でございますし、私の実施していく政策の中での計画ということになつてございます。しっかりと職員と共に町民の声にしっかりと耳を傾けながら対応をしていきたいと、そのように

思っております。よろしく願いいたします。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 過日の補正予算の中でも、背負のポンプ車の仮橋等の予算が成立いたしました。あれはもう何年も前に道道が通行止めになったのを見て、こういうふうにはできないかという話をして、今2か所設置されているのは私の提案したことが認めていただいたことでもありますし、それによってまた改めて補正でそういう予算が通った。私は議会議員をやっている上で、こういう提案をしたら、それなりに必要なものは認めてもらえるものなのだという思いで議員を続けております。それを信念としています。

提案をすることで、本当に必要だと認められるのだったら、議員としてやりがいを持って仕事ができるなと思いつつ今までやっておりますし、本日ここにも立たせていただいております。

先ほど耳の痛い話をさせていただいて、職員の皆さんに申し訳ございません。今後とも按田町長を助けながら、力を注ぎながら、あと3年、5年で退職だという思いをしないで、真剣にこの町のために汗を流していただければありがたいなというふうに思いますし、そのために私ども議会が何かできるのであれば、いつでも声かけをしてくだされば返事をします。我々にもパイプはあります。それなりのパイプを持ちながら議員活動をやっているというふうに思っておりますので、今後とも議会とともに両輪のごとく動いていただければ幸いです。お願いを申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 大変ありがとうございます。職員とともに鋭意努力して、いい町をつくるように頑張りたいと思います。

また、議会にもいろいろとこの後お世話になることがあると思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございます。

●藤田議長 11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田議長 11時25分まで暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

通告順番3、4番岩井明議員。

●4番岩井議員 2項目についてお伺いいたします。

これは過去からも日本の家督制度からもあったと思いますけれども、ヤングケアラー、横文字になってはいますが、これはたまたまコロナの関係で浮き彫りになってきたのですが、このヤングケアラーについて質問させていただきます。

ヤングケアラーというのは、家族の介護やケア、身の回りの世話などを担う18歳未満の子供のことだというふうに伺っているところです。その生活が当たり前で、自身がヤングケアラーという認識がない子供も少なくないと、このように伺っているところです。

この件については法令上の定義はなく、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、学業等にも支障を来している、この子供というふうに認識されているというふうに伺っているところです。

厚生労働省はこの件に関しまして、令和3年3月、連携プロジェクトチームを設置し、関係機関が連携してヤングケアラーを把握し、適切な支援につなげるための方策について検討を行い、5月に取りまとめを行ったとのことですが、本町においてヤングケアラー、この把握状況、これと支援策など、この対応についてお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 豊頃町要保護児童地域対策協議会では、ヤングケアラーを含めた要保護児童等について、情報提供による早期発見、早期支援、見守り等について関係機関と連携して情報交換を行っているところであります。

なお、現在本町において、ヤングケアラーに該当するような事例について確認はされておられません。今後も子育て支援所や小中学校、さらには児童相談所ですとか、警察署など関係機関と連携強化に努めまして、実態把握した際には早期に支援を行ってまいりたいと、そのように思っております。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 ヤングケアラーにつきましては、個人情報等の守秘義務があり家庭内の情報、これがかめなくて苦労しているのは分かりますけれども、このことによって子供の未来を閉鎖していく、このようなことがあってはいけないと考えているところです。他の家庭環境を知らずに自分の置かれているこの生活環境、これがヤングケアラーの生活環境だと理解ができずにいる子供たちに、早く支援の手を差し伸べることが必要だと考えるところです。子供たちにとっては、どのような境遇であっても親と信じて、厳しい家庭環境にありながらも自身の生き方を模索し切れずにおります。それゆえに早く手を差し伸べて、そのような境遇の改善に向けて一層の支援が必要と考えます。取りあえず今、町長が述べられたように、いろいろな措置があって、そのように言われておりますけれども、今までいじめ、虐待、これに触れてはいますけ

れども、まず子供の生きる権利、これが保障されるべきで、そしてそれが後手後手に回って悲惨な状況になっていることも伺っているところです。

豊頃ではいろいろな横のつながりが、空気が、風通しがいいというふうに、そういうふうに町長の答弁で認識するところですがけれども、これが果たしてそうなのかというのはプロがないわけですから、そして一般的に全国的には、中学校で17%、高校で20%ぐらいがヤングケアラーというふうに聞くところですがけれども、それも氷山の一角だと、こういうふうに伺っているところです。ですから、この件に関しては、かなり周到な形で取り組んでいかなければいけないというふうに考えておりますけれども、町長にもう一度答弁をお願いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 私も議員おっしゃるとおり、現状ではなかなか存在していないというような把握の仕方ではあると思いますけれども、今後少子高齢化ですとか、そういった部分が進展していきますと、やはり親の介護ですとか、そういった部分を含めて、何げなく子供はやっていることでも、実は通常やっていないことを含めるとすごい差があるというところが出てきて、そういうのがいわゆるヤングケアラーというようなことになっていくのかなと思います。

都市部では既に先ほど言われたとおりの形で、こういった地方に来ますとなかなかそういったところも表面化しづらいのか、それともそういった事象がやはり皆さん見ている部分の中で、助け合いながら来ているという部分がありますから、なかなかそういったところが出てこないのかというところだとは思いますが、そういった部分も含めると、一番分からないのは、中学校ぐらいまではやはり学校で対応できる、見つけられるというところもあると思うのですが、特に高校に通うとなかなかそういった事象というのは発見しづらいというふうに私のほうも認識しております。その辺含めまして、今後どういった対応をしていくのかという部分含めまして、関係課と対応のほうをしっかりと取り組むように支援のほうしてまいりたいと、そのように思います。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 認識するところは町長と一緒にですので、この後よろしく願いいたします。

次に、これもたまたまコロナの関係で浮き彫りになってきたのですがけれども、生理の貧困等、これについてお伺いいたします。

経済的な理由で生理用品の入手に苦しむ生理の貧困、これについて内閣府の男女共同参画局は5月28日、地方自治体の取組に関する調査結果を発表し、生理用ナプキン等を配布する自治体が19日時点で全国に255団体あることが明らかになりました。

た。この生理用品の調達元は、自治体における防災備蓄、予算措置、住民からの寄附などが主で、配布・配置の例では、必要な人が自由に使えるよう、公衆用女子トイレや小中学校の女子トイレ等に設置していると伺っているところです。

健康や教育の機会に影響する、この生理の貧困への支援等は本町においても必要と考えるところですが、対応をお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今回の新型コロナウイルス感染症の影響で経済的困窮が広がる中、女性が生理用品を購入できなくなる、いわゆる生理の貧困が顕在化してきているということは報道等含めまして私のほうも認識はしてございます。とりわけ都市部において問題となっているというところがございますけれども、町内でもそのような状況を抱えられている方の情報があつた場合には、適切な支援ができるよう努めてまいりたいと思っております。

また、本町の小中学校においては、保健室に常備してございまして、児童生徒が相談に来た際には、養護教諭等が適切に対応しているというところがございます。なお、公衆トイレへの設置につきましては、衛生管理ですとか衛生面、あと不特定多数の方が使用するということで、今のところ設置のほうは考えていないというところがございます。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 この生理の貧困問題に関しましては、自治体によってはこの問題が可視化されて、生理用品を無償提供するのが広がっていると伺っているところです。経済的な理由もありますけれども、そればかりではなく、父子家庭などで親に生理用品を買ってほしいと言えない子供たち、それや学校の保健室まで行って生理用品をもらうことが困難な子供もいる、考え方の相違ですが、何度も何度も行きたくない、というふうに向うところです。児童生徒の健康を守り、教育機会を保障するために、小中学校等のトイレに生理用品を設置し、困ったときに子供たちが気兼ねなく無償で使用できるようにすべきだと、このように考えるところですが、また公共の施設についても女性の利用率が高い施設、これにも対応していただくことも必要と考えますけれども、再度町長の答弁をお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まずは貧困の状態というのを確認することが必要なのかなという部分も感じているところがございます。

そういった意味におきましても、学校ですと保健室で養護教諭等がしっかりと生徒から事情を聞き取って、今どうなのかというところを把握していただいて、それから対応ができればというような気もしています。生理用品が足りなくて、保健室から

持っていただくだけではなくて、本当に必要な部分、家庭でも必要な部分はそういったところで把握してもらうことも必要なのかなというふうに思っています。

なかなか微妙な話であると思います。男性ではちょっとだめなところ、やっぱり女性同士でなければ聞き取るのもいけないというようなこともあろうと思いますし、そういった部分は慎重に対応をしていかなければだめなのかなと思っています。

あと、公共施設への配備につきましては、実態がそういった形であれば、今のところはなかなか顕在化していないという部分がありますから、すぐにとということにはならないかもしれませんが、その辺対応のほうはできればしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 この件につきましては、男女の格差社会というのも影響していきますし、この生理の貧困等については男女の格差解消、また男女の共同参画の定義等に基づいても必要な対応だと考えております。今、町長は前向きな対応をしてくれるという話だったので、信じて、私の質問は終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 庁内でしっかりと検討していきたいと思います。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 終わります。

ありがとうございました。

●藤田議長 午後1時まで、昼食のため休憩いたします。

午前 11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

一般質問を続けます。

通告順番4番、6番大崎英樹議員。

●6番大崎議員 質問通告しておりました、まず1点目ですが、自然災害に伴う対策と町民の防災意識について。

軌を一にして本日防災あるいは自然災害に対して、今日から発表する線上降水帯、これは集中大雨のことを言われるそうですが、この警報が今日から発令するということが発表されておりました。

まず、本町における自然災害のうち、特に土砂災害についてはどのような状況になって、どういう環境と条件が我が町に存在するか。いわゆる危険箇所はどのような

場所を考えなければならないか。そのことについてまず町として行政全体として、本町の中の危険場所、それについての内容をお聞きしたいと、このように思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 御答弁申し上げます。

土砂災害につきましては、土砂災害防止法により崖崩れ、土石流、地滑り等の危険区域を明らかにすることとなっており、基礎調査から最終的な土砂災害警戒区域等の指定は、北海道が実施することというふうになってございます。本町においては、平成30年度及び令和元年度と法に基づく基礎調査が実施されまして、北海道から基礎調査の通知を受けております。

今後は、区域指定者である北海道に対しまして、警戒区域解除に向けてのハード面での対応及び支援を要望していくとともに、本町の避難体制の整備及びハザードマップの改定、伝達方法の確立に向けて体制整備を図っていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に町長の今の説明、回答については、率直に言って大ざっぱな内容だというふうに思っています。

ただ、今回集中的に私が自然災害について質問する意味合いというのは、今、町長がお話した、これが本町の実態であります。

私は役場から資料を頂いた、その資料のこの2か所です。これについて集中的にお話を、質問をしたいと。このことを今、町長は説明したのだと思います。しかしこれは1か所、その局部です。ここにあるように、皆さんから見て右手のほうは、これは土石流の位置であります。こちらのほうは、これは急傾斜における崩壊場所です。これがどこかというところを皆さんにぜひとも示したかった。それによって、行政がどのように町民にこれらの危険箇所を知らせるべきか、あるいは避難させるべきかというところを集中的に今日は質問をさせていただく。これが意図であります。

こちらのほうは、崩壊場所は茂岩の市街地全般であります。山側であります。そして、これについての一番重要なのは消防庁舎が入っています。役場のえる夢館の山側も入っています。したがって、こういうような箇所が町のほうに示されているわけがあります。

一方、こちらはどの場所かという、私が住んでいる末広であります。場所的に言うと、職員のOBの塩田さんというお宅の沢であります。これが土石流になると、末広の公営住宅の先端までこれが流れるという土石流の場所です。これは町も当然認識している箇所です。したがって、こういう箇所をどういう原因で起きる

かというところを、ぜひとも認識しているのであれば御回答いただきたいと思いません。なぜ土石流や雪崩が起きるかというところをお聞きします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 どういった事象でそういったことになるのかというところは、やはり集中的な豪雨ですとか、そういった降雨災害が期間的に続きますと、どうしても地盤が緩んで被害を受けやすいということになるのであろうというふうに私は理解をしております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 確かに町長の今の説明どおりであります。それは原因としてはその大雨、洪水、最初に申し上げましたように、線上帯のそういう集中的な雨量、これが原因であります。しかし、その前に今朝もありました、太平洋沿岸で震度1でしたが、最近頻繁に地震が起きています。御存じのように、メディアでは23年以内に、30年以内に、この太平洋プレートの中で震度、マグニチュード7以上であります。幸いに本町は、この地帯は強健であります。しかし、地震がその土地を揺るがしたために、御存じのように最近は土幌、上土幌も集中的に1時間90ミリから100ミリです。今朝のラジオでは3時間で300ミリであります。1時間に直すと100ミリです。どういう現象か、それは私どもが住んでいる公道、私道、川のように水が流れるという現象面であります。その認識を持って、この示された山側の町並みのこの庁舎も含み、これらの山がなだれ土石流になったときの対策をどう捉えて、対策を組むかということについての考え方を示していかなければなりません。それらについての考えを今新たに認識をしたのであれば、それらをどうするかということをお聞きしたいのです。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 最初お話もしましたが、道からの調査結果を受けてその土地や区域が危険箇所であるということは私のほうも認識はしている次第でございます。

庁内、庁舎内各課の話の中では、道の結果を受け防災担当と、あと林政のほうです、山の担当のほうで情報は共有してございます。どうしても山間地になるということでございます。

今回、補正予算でも治山事業費のほうに、茂岩新和町で一部補修が必要な箇所がありましたので、その擁壁等の補修の設計費だとかも上げさせていただいたというところがございます。

今後につきましては、危険箇所の現地調査、現地確認というのをしっかりと行って、該当となる箇所の住民には、避難等事象が生じたときには、対処法ですとか、広報、周知、その辺はしっかりと行っていきたいと、そのように思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今の説明でこれからの作業として進むべき大きな課題があります。申し上げますと、従来までの本町におけるハザードマップ、併せて住民が安全・安心な避難所の見直しというものもしなければならぬということをお含みいただかないと、この土石流についての問題は解決しないと思います。したがって、それらについても改めた認識を持つべきだというふうに考えますがいかがですか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、危険箇所の認識というのはしっかりと私も含めて持って、災害等発生したときには、最重点に見回り、確認等を行うような形を取っていかなければならぬというふうには思っています。

今後の防災計画ですとか、先ほどありましたとおり、避難所の関係につきましても、現状すぐにあそこに移せ、ここに移せという話にはなかなかないかと思うのですが、その辺含めながら検討はしていかなければだめかなと、そのように思っています。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 ぜひとも、これはいつ自然災害が発生するかということについては、先ほど冒頭にお話ししたように、線形降水帯というのは予測がつかないのだそうです。今朝の報告では、発表ではですね。したがって、明日あさっての話かもしれません。将来的なゆっくりした話ではありません。したがって、地震に対してその大雨が来た、それによって、この我が町の山上のほうから土石あるいはそういう雪崩現象が起きるということを改めて捉え、認識をしながら、住民の安全確保、生活確保、そして避難した場所が襲われるとか、吹き込まれる、含まれるという危険性が、場所によってはあり得るといふところの避難箇所の見直し、そういう総合的なこの自然災害の、今お話ししました大雨によるその災害対策というものを、本当に迅速にスピードを持って進めてもらうということを特に強調したいと思います。あわせて、その前の地震対策というものについて、今回補正で潮位の測定その他について更新ということの手段も講じておりますが、それをより高度なものにそろえるといふか、備えをするといふことの方、また既に発表になっている本町の太平洋の地震津波の高さは23メートルです。今の12メートルの砂山では一飲みであります。それにおける大津住民の安全というものも早急に検討する余地があるのではないかなというふうに思います。それらについての今後半に言った待避所の、あるいは336の避難までのそういうそのことについても併せてどう考えるかということについて、もう一度その考え方を示していただきたいと、このように思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 先ほどお話のありました潮位計の関係、それにつきましては、今年度調査設計費のほうを計上させていただいて、来年度更新という部分の中で考えているということでございます。

こちらの大津と本庁舎含めまして、回線が古くなってきているという部分がありますので、そこを光で結んでしっかりと途絶えなくということでは対処等をしていくということでございます。

また、言われておりました、地震、津波の災害に対する考え方ということでありましたけれども、やはりいつ来るか分からないというところがあります。近く新しい部分の中での津波の被害予想というか、そういった部分を発表されるというような話でございますので、その部分も含めまして、今後地域の方々としっかりとした防災避難訓練ですとか、そういったところはしっかりとやっていかなければだめだなど、個人的には思っております。ただ去年、また今年と実施を予定はしてはしてはいたけれども、やはりこのコロナ禍の中でなかなか実施に至っていないという部分がありますので、その辺含めまして、実際こういった状況でも、こういったことができるのかというのは考えていかなければだめだということでございます。やはり一番重要なのは、備えておくということを含めますとやはり訓練。実際起きたときには、昔からよく言われておりますけれども、まずは逃げていただくということが言われておりました。そういった部分を含めまして、しっかりと啓発、啓蒙しながら対応していきたいと、そのように思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 既に町長のほうは、私の自然災害の第2についてお話というか、説明していただきましたので、これについては含んで、次に進めさせていただきます。

それでは、2項目の先ほど関連の質問者もおりましたが、第5次豊頃町まちづくり総合計画について、いろいろな資料、いろいろな資料ということは執行方針も出ましたし、その前にまちづくりのいろいろなパブリックコメントだとか、あるいは検討会だとか議会だとか、総文含めて産厚も含めて練り上げたまちづくり計画、これはもう念入りになっているなど、細かいところまで微細について含まれているなどというところを感じ取っていますが、改めて短い内容で結構ですが、一番の計画、基本的な考え方、これは何度もやりますという言葉は非常に格好いいのですが、しかしポイントだけ、新町長のビジョンといいますかね、そういうものについて説明いただけますか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 ポイントという話でございます。

私は今回の総合計画につきましては、やはり地域特性を生かしながら子供から高齢者まで一人一人が共に支え合い安心して健やかに生き生きと暮らせるまちを目指すと

いうところが、まず主なところかなというところでございます。

先ほど前にお話ししましたとおり、少子高齢化の問題、基幹産業の振興、そしてもう1点、防災への対策と、この3点はやはり今回の総合計画の中では外せないところだと捉えてございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それで、まちづくりの極めて町長が赤枠で冊子に書いてある3点があります。これを全部やると時間がございませんので、今回は人口問題だけに絞らせていただきます。

特に第5次豊頃町の総計の中では、時間が決められているわけです。令和3年から12年という10年間であります。前後、前段と後段があります。その間には1年1年ローリング方式で見直しもしますよということなのです。ところが、基本的なものとして、我が町の発展を、夢を実現するためには、生活するための人口をどうするか。現状からどうこれを増加に持っていくかというところの認識を改めてしなければならないと、こう考えて私は今回のビジョンの1点だけに絞らせていただきました。

既に2020年10月1日の国勢調査、これは5年に1回ですけども、これが全国の発表になりました。その中で、御存じのように本町は3,020名です。世帯数も1,300、そういうような格好に置き換わられているわけです。ですから、これはあらゆる資料に対しても実態数ではなくて、国勢調査の数字でいきます。少なくとも御存じのように、交付税の査定やそれらについてはこの数字でいかれるでしょう。したがって、この件についての捉え方をどう我々は再認識をして、知識を持ちながら現状をきちっと捉えて、将来の人口の増加を図るかというところを施策として進めなければならないと、私はそう思います。

既に過去のことから言うと、それはもう終わった話ですが、現状においては10年以内、9年です、正直言うと9年で本町の人口の、資料ですよ、これ出している資料の中で2,672ですか。2,670、これがベースにしようという計画であります。すみません、失礼しました。令和12年、10年後に2,576です。失礼しました。2,576人が設定されているのですよ。さあ、これについて、町長はどういう人口増で、施策です、政策です。大きな政策、これを考えているかをお聞きします。いろいろとあると思いますが、ポイントだけで結構です。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、数字的にも直近の昨年10月ですね、国勢調査では人口が3,020人、1,354世帯という結果が出ております。その総合計画の目標年の2030年、令和12年につきましても2,576人というのは私のほうも

当然認識をしてございます。

基本的には、現状令和2年度に置き換えましても既に人口推計の部分でいうと、2,883人という推計をしてございました。そういった部分を含めると、その2,883人からと4.7%、まだ国調の人口は現状保たれているという話になってございます。

今後、こういった施策により、この人口減少を止めていくのかというところは、当然のことながら総合計画の中にある事業を推進していくという部分があるのかなというふうに思いますけれども、自然減につきましては、これはもうどうしようもないところもあると思います。ただ、社会増というのはやはりどこの町も狙って、そこが人口増の増になるのか、ある程度抑えるような形になるのかというところになってくるのだと思います。計画策定時も、今までは結構右肩上がりの人口推計などというのがあったのですが、今回のこの5次の計画につきましては、なるべく現状に即した形の中になっていきますから、どうしても下がっていくような形になっていきますけれども、その下がり幅をどう施策の中で抑えていくのかというような考え方の下、いろいろな施策をすり合わせてつくっていったというような経過もございますので、その辺含めまして、施策は多々あると、中にたくさんありますので、どれがこれがという話にはなりません、一つ一つ着実に実行していくということになるのかなというところでございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 特効薬がなかなかないのですよね、今の答弁の中ではね。とにかくやりますということなのです。

現状認識していただきたいことは、2015年から2020年まで、今21年なのですが、これはデータが古い、去年のですね。これも資料としては豊頃町行政の中で、特に企画の中で押さえていると思いますが、これはいわゆる現数を言っているわけです。今3,020名と言いましたが、その当時15年のときは、1号のときには3,182がベースで全てのことが国にも道にも出していたはずですね。ですからこれは減る数としては5.1%になるのだそうなのですが、資料ではですよ。ところが私はちょっと、思ったよりもこれがすごい力づいたなというのが、このデータの中でひとつあります。それは何かというと、世帯数であります。豊頃町の人口はそのように3,182から3,020に置き換わるのですが、世帯数が1,362から54になるのですね。そうすると、これ0.6と書いてあるのです。この世帯数が変わらないのです。ということは、家族構成が少ないのかなという捉え方をします、私は。そういうことであれば、これベースになっていくのは3,020、これは堅いなと。そうすると、あとは社会増をどうするか。言い換えると、経済増をどうするかと。そのため

にこの冊子の中に、定住、移住環境の整備をしると。大きく4つあります。これを具現化すべきだと。早急に具現化する、この10年間で、少なくとも5年サイクルでこの5年に挑戦するために、どういう具体的な政策をすべきかということをお考えだと思います。その考えの一端を示してほしい、説明してほしいです。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃられるとおり、ここをどう止めていくかというのはやはり外から人を呼んでこなければどうしようもないというところはもう重々承知してございます。その中での定住・移住という施策の展開だということかと思ってございます。

これまでも施策的にはアパートを建築して、そこに人を呼び込んで、そこから通っていただく、そこに対してもお金を出すなどということもやらせていただきました。あとは、これからはやはり単純なことをやってもなかなか来てもらうということにはつながらないと思いますので、いわゆる関係人口の創出といった部分を含めながらもっと豊頃町を外にアピールするような形で、しっかりと定住・移住、特に移住ですね。定住も必要ですけれども、外から人を呼ぶというところを早い段階にやっていきたいというふうに思っています。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 この件で、既に事務方は捉えていると思う内容をちょっと申し上げます。これはパブリックコメント、いわゆる町民からのアンケート、提案していただきという内容の中の一節です。

まず一つは、その方の意見は、具体的なターゲット層を絞ってくれと。いわゆる年少者から、それから生産年齢層から中高齢者ということではなくて、豊頃の魅力をアピールするためにそれを受け入れる、感じ取る感性を持った層のターゲットを絞ってはいかがかという発言です。これはアンケートですよ。その一節を私読ませていただいて、この方の年齢層は大体見当ついた。なるほどそういう考え方と感性を持って豊頃を愛してくれる。さあ、その受入れはどうするかというところについては、これは全産業で全業種体でこれの組織をつくって、我が胞ということで受入体制の体制強化を構築をしなければいけないというのがひとつあると思って、私はこの方の意見を尊重したかった。その考えについては、町長どうですか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まさにターゲットを絞れというようなお話でございました。これまでも町を訪れておられる方、子育て世代の方、いわゆるもうリタイヤして地方に移り住みたいという方、いろいろな方いらっしゃいました。そういった部分含めると、どこに絞っていくのかというのは非常に難しいかなというふうに思っています。

もうリタイヤした方であれば、その先のことはあれなのですけれども、やはり子育て世代といった方になりますと、働く場所の確保ですとかいろいろな部分出てくると思います。その辺は、重々検討しながら対応していかなければだめだというようなことで考えてございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 この件についての、定住・移住についてはまだまだ裾野が広いと思います。そして、この呼び込める要素は十分あるという自信を持ちながら、我々もやはりそういうテンポでできるだけ早めにそういうような体制と構築を示さなければいけないという考えについては一緒であります。

最後になります。この移住・定住で人口増を図るとい一方、本町の特殊出生率については非常に過剰なとか、過大な目標を上げているように私は感じました。それは皆さん御存じのように、現状、今年から前のほうは1.3であります。出生率の目標ですよ。令和2年は幾らかという1.5ですよ。1人半ですよ。12年この総計の最終ラウンドまで10年のうちに1.8を目標にしています。将来的に令和22年は、これは2.0になっています。どうでしょう。私はやはりこの出生目標というのは厳しいと。だけれども、先ほどの定住・移住の若い層、ターゲットを絞ったらいかがという意見を尊重して、これに重点を置けばこれらについてはクリアの可能性があると。その政策を具体的に対外的に示そうという考えを町長はしているはずだということなのです。私は決めつけているのですが、それらについての考えを最後にお聞きして私の質問を終わります。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まさに議員おっしゃるとおり、特殊出生率につきましては、右肩上がりの形で数値を掲載しているところでございますけれども、まずもってそこはやはりいわゆる生産人口を含めまして若い世代は残っていただきたいというような希望も含めて、こういった形にさせていただいているところでございます。それについての施策としましても、いわゆる子育て支援に関する施策、あと定住に関する施策、豊頃については実際ほかの町にはないほど充実しているというふうに思っております。ここはいわゆる後退することがないように、これから先もしっかりと続けていかなければだめだというふうに思っていますし、当然のことながら、そういった世代の人のお話も聞くということも非常に大切なことだと思います。それがひいては外から入ってくる方にとっても、非常にこの町が住みよくていい町だなというような評価につながると、そのように思っています。

今回も私のほうでそういった施策をもっとホームページだとか、あといろいろな事業所だとか、そういうところを使って、施策をPRしましょうよという話も担当課に

させてもらっています。そういった部分を含めて、もっともっと高めていきたいと、そのように思っていますので、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 発議第1号

●藤田議長 日程第6 発議第1号豊頃町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

大崎英樹議員。

●6番大崎議員 発議第1号。

豊頃町議会会議規則の一部改正について。

提出者、豊頃町議会議員大崎英樹。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上坂口尚示。同上小笠原茂人。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

豊頃町議会会議規則の一部を改正する規則。

豊頃町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、事故」を「、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「、日数を定めて」を「、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「、押印しなければ」を「、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第2号

- 藤田議長 日程第7 意見書案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

坂口尚示議員。

- 3番坂口議員 意見書案第2号。

提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上大谷友則。同上石田貢。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着

実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

●藤田議長 日程第8 意見書案第3号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 意見書案第3号。

提出者、豊頃町議会議員小笠原茂人。賛成者、豊頃町議会議員石田貢。同上大崎英樹。同上杉野好行。同上岩井明。

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

新型コロナウイルス感染症対策により地方自治体では、いま新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた人々の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつある。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応にも迫られている。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症対策への対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求める。

記。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少及びデジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応

業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス感染症対応事業及び地域経済の活性化までを踏まえ確実な財源措置を図ること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材の育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6、会計年度任用職員制度について、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

9、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策 地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

- 藤田議長 引き続き、会議を進めます。

日程第9 意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

小笠原茂人議員。

- 2番小笠原議員 意見書案第4号。

提出者、豊頃町議会議員小笠原茂人。賛成者、豊頃町議会議員石田貢。同人大崎英樹。同上杉野好行。同上岩井明。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元することが重要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公

立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなったが、中学・高校については「検討」にとどまっている。また、実現のための教員については、これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化するもので、実質的な教職員増とはなっていない。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことが必要である。

21年3月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.71パーセント（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い19.1パーセント（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実に係る以下の項目について意見する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元するよう要請する。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面は中学・高校への「35人以下学級」の拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策 地方創生）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

●藤田議長 日程第10 意見書案第5号2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第5号。

提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上大谷友則。同上石田貢。

2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下のワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも48.9万人と、給与所得者の29.6パーセントに達している。また、道内の全労働者216万人の内、23.5万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にある。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定められているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

経済財政運営と改革の基本方針2020において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持された。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を7年連続で表記している。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2021年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,036円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

●藤田議長 日程第11 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日、令和3年8月23日月曜日から同月24日火曜日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議会広報特別委員会委員4名。

以上です。

●藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申出

●藤田議長 日程第12 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第13 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、令和3年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 2時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員